

# 近世肥後国天草における疱瘡対策 ——山小屋と他国養生——

東 昇

## はじめに

本稿は近世の肥後国天草における特徴的な疱瘡（天然痘）対策である山小屋と他国養生について分析する。これまでの近世の疱瘡に関する通史的研究をまとめるところになる<sup>(1)</sup>。日本の疱瘡は、幕末以降種痘が普及するまで、感染率、死亡率共に高い疫病のひとつであった。延享元年（一七四四）中国の医師李仁仙によつて長崎に人痘法が到来したが普及せず、疱瘡祭に代表される祭礼や祈祷などによる自然治癒を待つ方法が多かつた。一七九六年イギリスの医師ジエンナーが牛痘による種痘を発見し、半世紀後の嘉永二年（一八四九）日本に牛痘が到來した。それ以後、種痘の普及により疱瘡による患者や死者は減少していく。

近世の疱瘡に関する研究は数多いが、幕末の種痘普及以前の疱瘡対策に関する研究は少ない。種痘普及以前、医学的な処方もあつたが、ほとんどが疱瘡神や疱瘡祭など信仰、祭礼や祈祷が中心である<sup>(2)</sup>。種痘普及以後については、川口洋の人口学、歴史地理学の研究<sup>(3)</sup>、国立歴史民俗博物館の共同研究『地域蘭学の総合的研究』における各地の種痘

普及に関する歴史学の研究をあげることができる<sup>(4)</sup>。天草における疱瘡対策については、檜垣元吉が人口減少の理由の一つとして取り上げた他<sup>(5)</sup>、今回対象とする高浜村の疱瘡については、史料と山小屋の実地調査から分析した松本教夫の研究がある<sup>(6)</sup>。本稿の内容に直接関わる研究としては、村山聰が高浜村上田家文書中に現存する史料を用いて、詳細に疱瘡患者と山小屋入を分析している<sup>(7)</sup>。ここでは村山が用いた現存史料以外の庄屋日記に記録された文書や記事を素材とする。

本稿ではこれららの研究で分析対象とならなかつた種痘普及以前の疱瘡対策の実態について明らかにしたい。主に文化四年（一八〇七）から五年にかけて疱瘡が流行した天草郡高浜村を対象とし、同村庄屋の上田家文書<sup>(8)</sup>、なかでも七代上田宜珍の日記を使用する<sup>(9)</sup>。

近世天草の疱瘡対策は、隔離施設の山小屋、他国への養生、医師の派遣、宗教者の祈祷、郡内の支援など、流行に応じて種々実施された。これらの対策について、できる限り当時の状況に沿つて検討するために、疱瘡の流行段階にあわせて記述する。一ではまず全国の疱瘡忌避地域と山小屋、天草全体の山小屋の規程について述べ、後半で文化四年の高浜村の疱瘡発生から山小屋設置、医師の派遣について分析する。

二ではその後の村内外の患者支援、祈祷など宗教による対策、三では他国養生と終息、そして最後に再度天草全体の種痘普及による疱瘡対策の変化について考察したい。

## 一 山小屋と医師の派遣

### 一一山小屋と疱瘡忌避

疱瘡患者を山小屋へ隔離する方法は他地域でも行われており、その隔離の有効性を説いたのは、「国字断毒論」を文化七年（一八一〇）に出版した甲斐国の医師橋本伯寿である。<sup>(10)</sup> 橋本は、天明のはじめ長崎の吉雄門で阿蘭陀外科を修行した頃に、大村、天草を見聞している。「国字断毒論」の中で、全国的に行われる疱瘡祭を批判し、自分の子供で実証した隔離の有効性を説いた。この結果を医師向けの漢文ではなく、一般民衆に理解できる国字（漢字仮名交り）で記し普及に努めた。橋本は山小屋について、これまでの医師が疱瘡の発生源を土地の氣としてきたことに対する反論する箇所に、次のように記している。<sup>(11)</sup>

元来日本の土地の氣にて起病にもあらざる証拠は、信濃の国木曾の御嶽、飛騨の白川郷、美濃の岩村領、伊豆の八丈島、越後の妻有の庄、紀伊の熊野、周防の岩国、伊予の露の峯、土佐の別枝、肥前國の大村、同國の五島、肥後の天草島はいにしより今に至まで痘瘡を病事なし、是全神仏の加護にもあらず、薬を用るにもあらず、唯痘瘡を病ものを其土地へいれず、痘瘡のある所へは通

日本には痘瘡に罹患しない地域があり、そこでは患者を入村させない、流行地へ行かない、罹患した場合は村外に小屋を設け病人を介抱するためであるとしている。その地域は信濃木曾、飛騨白川、美濃岩村をはじめ全国各地に及び最後に天草が含まれている。全般に島や僻地が多いが、岩国や大村などの城下町もある。

この両城下町の痘瘡については、司馬江漢の「西遊日記」にも記述がある。<sup>(12)</sup> 天明八年（一七八八）九月二二日岩国では「此国至て痘瘡をきろふ、私家内に痘瘡人ありし時、ここに居る事ならず、故に小津村へ引越し」と記す。岩国は痘瘡を嫌い患者が発生した際には他所へ移るとある。同年一〇月九日大村では「城下家ごとにしめを張り、入口に香をたきあるを見て、甚だ怪み問屋場にて之を聞くに、此地痘瘡をきろふ、此節長崎辺流行す、それ故にかくの如しと云ふ、夫故か婦人甚だよし」とあり、大村も痘瘡を嫌い、長崎で痘瘡が流行した際には家毎にしめ縄をはり、香をたきしめる。痘瘡患者が少ないと痘瘡などが残らず女性の顔がきれいだと記している。江戸居住の江漢は、西国の痘瘡忌避の事例が珍しいため日記に記録したと思われる。痘瘡忌避の習慣は全国各地に存在したが、やはり数少ない事例であった。

痘瘡忌避は、日常的に罹患を回避するための意識であり重要な対策であった。天草においても、寛政二年（一七九〇）五月一五日、幕府

勘定所から関東移民を勧める触書中に、天草の会所詰大庄屋の意見が

容れられ「仰之通天草郡之儀者高不相応多人數ニて至て難儀仕一体所風ニて疱瘡を嫌候ニ付、是迄他所稼等罷出候ものも無御座候」と、天草は疱瘡を嫌うため、他所稼もないとある。<sup>(13)</sup> 同年六月この触書に対する回答が、本戸組大庄屋木山恒四郎から富岡役所へ提出されたが、

同じく「当郡之儀所之風ニ而疱瘡を嫌申候ニ付、遠国ニ引越申候難成段申出候」と、他国への移民が難しいと答えている。<sup>(14)</sup>

また天保三年（一八三二）三月、天草を支配した長崎代官高木栄太郎から西国郡代塙谷大四郎正義の預所へ、支配替が実施された際の引継書にも同様の記述がみられる。<sup>(15)</sup> 同書には「天草郡并五ヶ庄疱瘡を嫌ひ候所風ニ、病人除場、小屋を掛、看病人差添、他国養生、村境垣いたし」とある。天草や同じ肥後の五ヶ庄では、疱瘡を嫌い、流行の際は病人を除場や小屋へ送り、看病人をつけ、また他国養生や村境に垣を設置する場合もあると記す。代官の引継書に記されるということは、江戸出身の塙谷には珍しいためにあえて記録した可能性がある。このように疱瘡忌避の風土（所風）は天草においても確認することができ、その意識に基づいて山小屋を設置するという対策を実施したといえる。

疱瘡流行から発生する問題は、費用面や棄民など村だけの問題にとどまらなかつた。年貢米納入、庄屋所の移転など行政の支障、疱瘡患者の死体をめぐる隣村との関係、村民間の争論など、様々な場面へ派生した。この点については稿を改めて分析する予定である。

## 一一二天草の山小屋規程

管見の限り天草の山小屋の規程に関する最初の史料は、次の宝永六年（一七〇九）一〇月「疱瘡人入申小屋并看病人仕様御請申上候覚」である。<sup>(16)</sup>

### 疱瘡人入申小屋并看病人仕様御請申上候覚

一当郡中村々ニ疱瘡人御座候節入申小屋御田畠之構ニ罷成不申所を見立、壱人前ニ武間四方之積り長小屋ニ仕屋根壁等迄念入可申候、尤一村ニ而拾五人武拾人相煩申候迄ハ山小屋ニ入、其上大勢ニ罷成候ハ、御断申上御下知之上、村家ニ召置看病仕外のものは村端に除可申候、縱一村ニ而五人三人相煩山小屋ニ入申候共、近所之医師ニ掛隨分養生可仕候、輕疱瘡ニ而御座候共病人壱人ニ武人宛之看病人付置可申候

一疱瘡病人有之節、小屋其外扶持米医師掛候節も其村之庄屋ハ小屋へ通申儀難成ニ而、疱瘡致候もの之内二三人適候肝煎候もの宰領申付置、疱瘡人一件諸事指問申儀御座候節ハ宰領人方ヨリ直ニ御役所へ御断可申上候事

一疱瘡人大勢ニ罷成扶持方医師賄事、其村ニ而成兼候節ハ相窺御下知次第ニ可仕候事  
一疱瘡小屋屋根壁ハ茅簾ニ而囲可申候、尤床かき畳敷諸事丈夫ニ可仕候様被仰渡候

右之通少茂違背仕間敷、万一右之趣違背之段及御聞被遊候ハヽ、

我々何分之越度も可被仰付候、以上

志岐組大庄屋	加兵衛
井手組大庄屋	市兵衛
御領組大庄屋	五郎左衛門
本戸組大庄屋	重右衛門
栖本組大庄屋	儀右衛門
大矢野組大庄屋	八右衛門
砥岐組大庄屋	五郎右衛門
久玉組大庄屋	浅左衛門
一町田組大庄屋	市左衛門
大江組大庄屋	半左衛門

宝永六年丑十月

富岡  
御役所

郡内の大庄屋から富岡役所に出された疱瘡人の小屋、看病人に關する規程である。ここでは、山小屋の設置場所、規格、人数、医師・看病人などの基準が示され、山小屋の管理や問題を扱う宰領の任命、病人の扶持や医師の賄いなど費用がかさむ場合の対処、山小屋の屋根や床を丈夫に構築することなどが記される。

内容を詳細にみていくと、まず山小屋の設置は田畠に影響がない場所を選び、一人あたり二間四方の面積を確保し、屋根や壁もある長屋形式とする。これは一村に患者が一五から二〇人までの措置で、

それ以上の場合は許可を受けた上で、家において看病人と共に養生させ、健康な者を村の端に移すようにしている。そして一村に患者が五人や三人と少人数でも山小屋に入れて、近所の医師を派遣し養生させるように、どのような疱瘡であっても病人一人に一人の看病人をつけるようにとある。病人に直接関係することから、宰領の任命や費用面など村全体に関わることまで、当時顕在化していた問題についての対策を郡全体で検討し決定したものと思われる。

この後、安永二年（一七七三）三月の本戸馬場村の疱瘡病人九人が「又々煩付候ニ付山小屋江遣申候」と、山小屋送りになつた報告をはじめ、数多くの山小屋に関する史料が存在する。<sup>(17)</sup>

### 一一三山小屋と医師宮田賢輔の派遣

ここからは天草の具体的な疱瘡対策について、文化四年の高浜村における疱瘡流行を事例とする。この疱瘡の発端は、同年一月二八日に死去した漁師慶助の葬儀である。慶助は、四、五日の間、急性熱性疾患と思われる「傷寒」のような症状で臥せつた後に死亡した。高浜村の中心から川を隔てた諏訪辻（通・迫ともいう）に居住していた慶助は、新左衛門の八田網の総指揮者である弁指であったので、葬儀には高浜の中心地である浜側の集落からも参列した者が多かった。この葬儀に参列した二〇人が疱瘡に感染し全村に拡大した。

一二月一二日、上田宜珍の日記に初めて疱瘡の記事がみえる。「一諏訪辻慶助先月廿八日相果候節、身近立寄候者共同所ニ而拾式軒人數廿人斗打臥候由」とある。この内、平藏（慶助弟）、慶蔵（同人甥）、

幸十（伝助惣）、伊与平（慶助従弟）の慶助近親の四人が、前日から

額に出物ができ疱瘡か傷寒ではないかと疑われ、疱瘡に罹つたことが

ある親類が確認した。そして疱瘡の可能性が高いので、村の方でも確認してほしいとの連絡があつた。

一三日、諏訪中から村会所への報告で、これらの病人は疱瘡であり、明日山入りの用意をして、明晚病人を海辺の外平という場所の山小屋へ送るという願出があつた。一四日には市兵衛、六五郎娘、亀作娘、作五郎、伊与作、折助、平蔵、喜与作の八軒が山入りした。一五日にも一二軒が山入りし、同日宜珍から大江組大庄屋松浦四郎八への書状には「夜前夕同所打越之海辺外平と申所へ山入仕、大勢之儀故今日迄相懸り候趣ニ御座候、人數之儀ハ未得と相分り不申、凡四十人餘ニ而も可有之と申事ニ御座候」と、最初の倍の人数である四〇人余りが、二日の間に山入りしたとある。

一五日の宜珍から大庄屋への書状には、病人が多いので山小屋へ医師宮田賢毓を派遣することを記している。宮田は、熊本藩領の下益城郡秋嶋手永坂江村の医師宮田道斎の弟で、宝曆七年（一七五七）生まれである<sup>(18)</sup>。一八歳で来村し、文政一年（一八二八）七〇歳で亡くなるまで、高浜を中心活躍した医師である<sup>(19)</sup>。宮田は、村の要請があつたにもかかわらず、出身地坂江村の手形を移す許可を得ることができず、高浜村民になることなく一生旅人身分であった。

高浜村で疱瘡が発生した際、宮田は隣村大江村嘉助方へ治療に行つており、宜珍は年寄代を迎えて行かせた。翌一六日帰村した宮田を山小屋へ派遣、的確な治療ができるよう薬を選んで持たせたと、当日の

大庄屋への書状に記している。

宮田が派遣された後も病人は増加した。一七日には代官所のある富岡へ避難していた者が、疱瘡に感染し狂ったようになり、高浜村へ帰村後、村民に取り押さえられ山小屋送りとなつた。一八日は諏訪の三軒が山入り、皿山集落では、慶助の葬式を見物した者に出物ができたという報告もあつた。今回の疱瘡の発生源となつた諏訪は、他集落と離れていたが、慶助の葬式に村内各所から参列したため、疱瘡が村の各地へ飛び火していった。

#### 一一四 山小屋の実態 宮田賢毓からの書状

宮田は、山小屋へ入つて二日後、宜珍をはじめとする高浜の村役人へ書状を二通送つた。この書状は現存しており、疱瘡の山小屋から送られた实物史料として貴重である<sup>(20)</sup>。

一病人容体之事 市藏家内七人無薬用、是ハ重病之内ニ而者無之候  
伊予作、作五郎、折助、市、六兵衛、惣嘉久次郎

儀七子忠藏、三次、宮口御氏御内室、十吉妻  
右之分之者至而重病と相見申候、慶藏出痘多候得共、惡痘者相見  
ヘ不申候、此類多御座候、其外無薬用之もの数多候間、荒方申達  
候

此助娘なつ、与五郎、儀七子万藏、是々無薬用之分、幸十、平蔵  
至而輕症ニテ有之候、今日迄薬用仕人式拾壺人、其外ハ無薬用ニ  
而御座候

覚

一酒明日迄者無御座候、御遣可被下候、寒冷難凌御座候

一古ひろ袖壱ツ、私宅へ申附置候間右同断

一看切ニ而甚こまり入候、御推察可被下候

一居小屋壱枚半敷ニ而其上しとみかたあらゝ、殊之外難儀仕候

十二月十八日

宮田賢毓

高浜

御会所御衆中

一寒気はげしく昼夜薪入用此段御推察可被下候已上

一無薬用之人ハ看病人呑込与相見申候間、此段御届申候

犀角用候得者枯燥仕候症者湿熟仕候間、今少シ用度御座候、是ハ

近便々御調可被下候

已上、口達二枚

まず最初の一通には、病人の容体について、重症者と軽症者に分類し名前を連ね、薬の使用法を記している。その後の「覚」には、冬の寒冷対策として、酒や古広袖を送つてほしいこと、食糧である肴が切れて困っていること、居住している山小屋の設備が整わず、苦労していることを一つ書で記している。「宮口御氏御内室」とあるのは、神主宮口伊賀の妻おわきである。日記によると慶助の伴が伊賀の所に手習いを行つてゐる関係から、宮口夫妻は慶助の葬儀に参列し、妻が疱瘡に感染した。このように日記の記述からは、文書に残らない様々な疱瘡感染経路が判明する。

二通目も続けて書かれており再度山小屋の状況を記し、一畳半程度の狭い小屋内に道具を並べると、三尺程度しかなくそこで寝起きしていること、雨が降ると笠もないでの薬を取りにいくことができず、大変困つていると記している。そして寒さが厳しいので、昼夜を問わず薪が必要なこと、痘が枯燥している症状の治療のため犀角を使つているが、追加を送つてほしいとする。宮田の書状は紙を継ぐこともなく走り書きされたような筆遣いであり、真冬の山で大量の患者を一人で治療する現場の状況が伝わってくる。

医師宮田の事例以外に、宜珍が疱瘡治療の医療情報を収集している記事がある。今回の疱瘡終息後の九月一九日、筑前国秋月森山村の古野和三という人が、大矢野大庄屋の添書を持参し来村、夕飯を振る舞つた。その古野氏から聞いた話として「秋月森山村ニ緒方春朔ト申医師臥仕候、只今通ニ而者、雨天之節薬取茂外ニイ笠等も無御座候間、

一大難儀難尽言語奉存候、此段御推察可被下候  
一から笠一本下駄壱束、私宅へ申附置候間右同断  
十二月十八日 宮田賢毓

御会所御衆中

一から笠一本下駄壱束、私宅へ申附置候間右同断  
十二月十八日 宮田賢毓

被居候由、是ハウエ疱瘡名人之由」とある。この緒方春朔（一七四八～一八一〇）は、長崎に留学後、秋月藩医となり、植疱瘡と呼ばれる人痘法を日本で最初に普及させた人物である。<sup>(2)</sup> 人痘法は疱瘡患者の瘡を乾燥し、子供などに接種し免疫を作る方法で、牛痘法が伝来する以前では確実な種痘方法であった。宜珍は高浜の疱瘡対策として、古野氏から緒方の植疱瘡の情報を聞き日記に記録したと考えられる。

## 二 村内外の支援と神仏への祈祷

### 二一 高浜村の支援

ここでは村内外からの支援と、宗教的な疱瘡対策について述べる。一九日宜珍から大庄屋への書状には「宮田醫生段々療治被致候趣山々申來」と一八日の宮田の書状について記している。そして高浜村にはこれまでに疱瘡に罹った者が少なく、看病人、家番の一三〇人、山小屋への食料、物資輸送の三〇人程度で人数不足となつた。宜珍は大庄屋へ近村からの加勢を依頼している。

宮田の書状に記された要望に対しでは、早速二一日犀角一両と生魚一喉、二二日糧米、二三日薬種が届けられた。また同二三日には徳助を「山見ケメ」として派遣し、宮田の付添として治療などを補助するよう指示している。この「山見ケメ」は、宝永六年の規程にある宰領ではないかと思われる。宜珍は宮田が山小屋で治療に専念できるよう、各種の支援を行つた。宮田の派遣をはじめとする村の対策、支援の結果、二一日山小屋へ派遣された三代作は、「此度宮田医師山小屋

江遣候義、何れも難有申之、看病人共も出精相勤候由、雨覆ひ壁なども宜敷相見候由、病人も段々快相成候様子ニ有之候」と山小屋での様子を報告している。病人、看病人は村による医師の派遣に感謝し、山小屋の整備によつて安心して治療を受けることができ、病気も快方に向かつているとある。

この後、二五日の富岡への届では病人八〇人、死者一六人、看病病人一二〇人、除小屋一〇一人であつた。除小屋は「是ハ疱瘡煩出候家内未煩付不申候分、除小屋へ罷在候分煩付候得ハ其時々山小屋へ差遣養生仕候」と、感染の疑いがあるが発病していない家族を収容する施設であった。一二月二九日の宜珍から大庄屋への書状で、「宮田氏藥功有之候と被改候者、死失人廿一人有之内九人ハ無藥用之死失、残り拾武人藥用之もの死失之由、惣人數々相考候得者、死失至而少御座候而安心仕候」と記している。医師の派遣、医薬品の利用により、総人數から考えると死者が少なく安心したと報告している。このことから離施設である山小屋、医師の派遣、村の支援など天草高浜村の事例は、近世の疱瘡対策における一つの到達点といえるのでなかろうか。

### 二二 村内外からの支援と忌避

年が明けて文化五年正月三日、富岡役所へ年頭御礼に出向いた宜珍は、代官小川仁兵衛他に対して、疱瘡病人のこれまでの様子や、先月二九日崎津村の魯道和尚と高浜村の三治から、疱瘡難瀕者への助合として麦、粉、味噌が届けられたことを報告した。村内外からの支援物資の詳細は、七月九日の日記に、「諏訪疱瘡一件救方届書」を作成し

富岡役所へ提出した記事から判明する。それによると、表一のようになつて二月二七日から五月一三日まで四四件（村内三六件、村外八件）の支援物資が書き上げられている。

まず村内では、流行地の諏訪を除く一三迫から支援物資が送られた。

時期は一月四日から九日まで中心集落である八迫、二月二三日に周辺

集落である五迫に分かれている。内容は唐芋と薪で、唐芋は迫の軒数、人数などの規模に応じて一二〇斤から八〇〇斤まで差がある。また薪を出している内野では、正月五日「内野中々家一軒々薪一駄ツ」、馬不持者ハ「一荷ツ、諏訪へ遣ス」とあり、迫内では薪を軒別に徴収したことがわかる。

次に高浜村の個人は二三件で、内訳は迫別に中向の七人八件、宮前の三人四件、元向の三人四件、上河内、上白木河内の各一人一件である。物資の内容は、諏訪の清作一九貫文をはじめとする丁銭が六件、粉六件、唐芋、大麦、米、味噌、塩各二件である。そして五月一三日他国養生分として、丁銭一〇四貫五〇〇文が村中から支給されている。中でも中向の吉右衛門、太助、新左衛門は日記によると問屋中とあり、富裕層、有力者であつたと思われる。新左衛門は、疱瘡流行の発端となつた慶助が弁指をしており、文化一〇年には、二反帆船を持ち肥前・肥後・瀬戸内方面へ八回出船している。<sup>(23)</sup> 絵図によると土蔵や広大な屋敷地を持つていてことから、船を所持する問屋として商売をしていたと考えられる。<sup>(24)</sup>

高浜村以外の他村は八件、隣村の大江、今富、小田床村の村中が三件、同じく隣村の大江村大庄屋松浦四郎八、小田床村庄屋伊野又七郎、崎

津村住庵魯道和尚が三件である。その他として、宜珍の妻の実家である城木場村の松山儀一郎、御領村大島の有力銀主小山氏本家の国民屋和源次からである。国民屋は一二月二七日初七俵と一番最初に支援物資を送つており、文化一三年の火事の際にも物資を高浜村に援助している。<sup>(25)</sup>

以上のように「諏訪疱瘡一件救方届書」から、村内の迫中を中心として、問屋などの村内の有力者、隣村の村中、大庄屋、庄屋、親類、有力銀主などが支援を行つていてることがわかる。

しかし一方で疱瘡を避ける人々もあつた。村内では一月三日に「富岡町方へ当村疱瘡除之者相見候ニ付、外町方年礼ニ御年玉斗遣置候」と、高浜から富岡へ避難している事例がある。また村外からの通行では、二月一三日久玉無量寺の和尚が下津深江へ入湯する際に、「病中通り兼候間、人足出吳候段頼出」と、村委会所から人足を世話したとある。四月一六日宮本次郎左衛門一行が通行する際には「岩山道疱瘡差支ニ付、大平通御越被成候」と、疱瘡流行地を避けている。

また一月二三日には、諏訪加丘衛が老病にて九四歳で亡くなつた。しかし「少も心遣之病ニテ無之段申出候得共、親類中も諏訪中ヲ嫌候而、葬方ニハ煩致候者共計遣候筈ニ候由申出候」とあり、親類中が疱瘡の蔓延した諏訪を嫌い、葬儀には既に疱瘡に罹つた者だけが参列した。また「内野々藤内丸へ葬候義相嫌候段申出候ニ付、如何可致哉之段会所々伺出候、諏訪小崎之用吉畑之上ニ相葬候様申付遣ス」と、墓所についても自分の迫内への埋葬を嫌がり、諏訪内への埋葬となつた。

表1 村内外の支援物資一覧

番号	月日	名称	数量	単位	規格	単位	居住地	名前	分類
1	12月27日	糀	7	俵	5	斗入	御領村之内大島	国民屋和源次	他村
2	12月29日	大麦	5	俵	4	斗入	崎津村住庵	魯道和尚	他村
3	1月10日	糀	5	俵	5	斗入		大江村中	他村
4	1月10日	塩	10	俵	7	升入	大江村大庄屋	松浦四郎八	他村
5	1月13日	丁銭	5700	文				今富村中	他村
6	2月18日	糀	5	俵	5	斗入	城木場村	儀一郎	他村
7	3月18日	米	1	俵	4	斗入		小田床村中	他村
8	3月18日	糀	1	俵	5	斗入	小田床村庄屋	伊野又七郎	他村
9	12月29日	糀	5	俵	5	斗入	当村宮前	善作	高浜
10	12月29日	味噌	1	挺	125	斤	当村宮前	善作	高浜
11	1月4日	唐芋	250	斤			当村諏訪通	清作	高浜
12	1月4日	唐芋	500	斤			当村	元向中	高浜
13	1月5日	薪	29	馱			当村	内野中	高浜
14	1月5日	薪	5	馱			当村	下白木河内中	高浜
15	1月6日	唐芋	500	斤			当村	中向中	高浜
16	1月6日	唐芋	450	斤			当村	宮前中	高浜
17	1月6日	唐芋	250	斤			当村	松下中	高浜
18	1月7日	薪	6	馱			当村	上白木河内中	高浜
19	1月9日	唐芋	800	斤			当村	上河内中	高浜
20	2月12日	米	2	俵	4	斗入	当村中向	吉右衛門	高浜
21	2月12日	糀	3	俵	5	斗入	当村中向	友八郎	高浜
22	2月12日	大麦	1	俵	4	斗入	当村中向	太助	高浜
23	2月12日	味噌	1	挺	120	斤	当村中向	太助	高浜
24	2月12日	米	1	俵	4	斗入	当村宮前	伝三郎	高浜
25	2月12日	丁銭	520	文			当村宮前	徳二郎	高浜
26	2月12日	丁銭	760	文			当村上白木河内	伝作	高浜
27	2月12日	丁銭	570	文			当村中向	嘉次郎	高浜
28	2月12日	丁銭	570	文			当村中向	万吉	高浜
29	2月12日	糀	3	俵	5	斗入	当村元向	新左衛門	高浜
30	2月12日	塩	5	俵	1	斗入	当村元向	新左衛門	高浜
31	2月12日	塩	7	俵	7	升入	当村元向	悦藏	高浜
32	2月12日	唐芋	200	斤			当村上河内	曾平太	高浜
33	2月12日	大麦	1	俵	5	斗入	当村中向	弥右衛門	高浜
34	2月22日	丁銭	19000	文			当村諏訪通	清作	高浜
35	2月22日	糀	3	俵	5	斗入	当村諏訪通	要吉	高浜
36	2月22日	糀	2	俵	5	斗入	当村諏訪通	元藏	高浜
37	2月22日	糀	1	俵	5	斗入	当村中向	嘉次郎、万吉	高浜
38	2月22日	丁銭	950	文			当村元向	久平次	高浜
39	2月22日	唐芋	200	斤			当村	西平中	高浜
40	2月22日	唐芋	250	斤			当村	峯平中	高浜
41	2月22日	唐芋	200	斤			当村	皿山中	高浜
42	2月22日	唐芋	200	斤			当村	大河内中	高浜
43	2月22日	唐芋	120	斤			当村	庵河内中	高浜
44	5月13日	丁銭	104500	文			村中	他国養生分	

埋葬に問題が発生している。村内外から人的、物資的な支援があつたが、やはり自分や家族の安全を考えて疱瘡を忌避する行動をとる場合もあつた。

### 二一三八幡宮の春祈祷

一二月一九日、修驗の明星院、丹誠院の祈祷、神主播磨による村の氏神八幡宮で昼夜の祈祷と各祭々の祓を実施したとある。ここでは村内の宗教的な疱瘡対策についてみていただきたい。一九日の祈祷では「すわ中ハ御籤上リ不申候段御申候、尚又入念可申候様、役人中々も申出候」とあり、諏訪の疱瘡による危機が続くという神意を受け、村として氣をつけて対応するよう村役人から申出があつた。同日「来春に至、惣氏子中日こもり御立願」とあり、来春に氏子全体でお籠もり神事を行う、願成就を企図している。この春のお籠もり神事は、高浜村の慶応四年（一八六八）九月「風土行事書上帳」によると、「神祭仕様之事」のなかに、「春祈禱」として二月一五日に八幡宮において御輿の御幸などを行う、大規模な祭礼に該当すると思われる。<sup>(28)</sup> この「春祈禱」は庄屋年寄百姓代が公的に参加する祭礼で、費用も村入用で負担している。郡内下河内村の事例をみると、正月一日氏神社殿にて村中安全、五穀成就祈念とあり、実施日は違うが、村内安全と豊作祈願の祭祀であったことがわかる。<sup>(29)</sup> また文化年間に幕府の儒者屋代弘賢が全国の風俗調査を行つた際、天草では高浜村の上田宜珍、宮口清海が答えた「肥後国天草郡答書」に「春祭」の記述がある。<sup>(30)</sup> 二月一五日の春祭は「豊年祈とて、産土の行幸ある也」と、当時、春祭とも呼ばれ

た春祈禱は、豊年を祈願するものであつた。

この「こもり」神事に該当するのは、文化五年一月八日から一四日にかけての一連の行事である。八日村内の中向から願が成就したので八幡宮へ参詣するよう案内を受けたとある。続けて一二日植樹とともに、俄踊、二三日植樹と垣廻りの修理、一四日俄踊が続いた。一般的の春祈禱か疱瘡対策としての祈祷か不明であるが、俄踊りの奉納は文化五年以外では、大火後の文化二三年二月一四日のみの記述であるため、<sup>(29)</sup> 「村中安全」に関わる村全体の重要な祈願の際に実施されたものと考えられる。

また八幡宮ではないが、疱瘡の発生地であった諏訪の諏訪宮では、一二月二一日「諏訪宮へ祈祷、八幡土手木下氏御祈念」とあり、追個別の神事も実施された。

### 二一四五島神嶋宮の祈祷

次に八幡宮以外の宗教による疱瘡対策として、天草島外の五島神嶋宮による祈祷の事例を検討したい。一月五日「五島野崎神嶋宮江為參詣、諏訪乞籠越度從來願出候ニ付、請負ニ書記遣候」とあり、諏訪の八人が五島野崎島の神嶋宮へ参詣したいと往来願を依頼してきた。翌六日「五島野崎神主岩坪三善殿、諏訪中々相迎度願出候ニ付、願状遣吳候様会所付申出」と、神嶋宮神主岩坪三善を諏訪中から迎えたいとあり、宜珍が依頼状を記した。一八日七〇歳になる岩坪三善一行上下三人が夜五つ過に着船、翌日八幡宮拝殿にて祈祷を開始した。二〇日疱瘡退散の祈祷について岩坪氏から「此度疱瘡退散御祈祷之義ニ付、

本郷ら始迫々相祓候而諏訪ニ至病送不致候而ハ不相成候」と申し出が  
あつた。諏訪が招請したので最初は諏訪のみの祈祷であったが、岩坪  
氏の本郷から迫へ、そして最後に諏訪で病送りしないと効果がないと  
いう意見を容れ、村全体で実施する七日七夜の祈祷となつた。二二日  
「諏訪中トモノ川原ニ集メ、岩坪氏人祓有之」、二三日「今夜岩坪氏相頼、  
家内安全之御祈祷一坐興行」と諏訪、上田家の祈祷があつた。

そして二四日村全体の祈祷が行われた。行列は、潮フリ、神島大明  
神御旗、病送船、岩坪三善（御神劍持、上下着、右散米持）、樂・太  
鼓大小・ドラ・笛・カネ、軒別、札張人と続き、潮や音楽による祓い、  
疱瘡を村外に送り出す病送の船、各家に貼る祈祷札など、疱瘡退散祈  
禱の構成が判明する。この行列は役座である上田家から始まり、会所、  
高札場、八幡宮鳥居前から、舟津、中向、元向通、ゼンカク、峯ノ平、  
内野、白木河内上中をまわり天満宮にて昼食をとつた。その後、白木  
河内下、松下、上河内の各迫をまわり、白楽瀬にて病送りを実施、病  
送舟は漁船に積、沖合一里余先で流したとある。遠方の皿山、庵河内、  
大河内には播磨、西平には下社家喜内と村内の神主も動員しており、  
村全体の大規模な疱瘡送りの様子がわかる。二五日諏訪の祈祷が実施  
され、疱瘡退散の入用分担について話し合いがあり、迎船は諏訪負担、  
滞在費、送船は村全体の負担と決まった。

村全体の疱瘡退散祈祷後は、近隣の人々から疱瘡安全御守授与の依  
頼が届いた。二九日富岡の安衛門、伝左衛門、大坂や甚三郎、二月六  
日大庄屋長岡氏へは神島宮一生疱瘡除御守御旗、八日唐船方御出役小  
川仁兵衛の子息富太郎である。庄屋の職務上関係のある富岡の商人や

大庄屋、代官所役人などの依頼に応えている。この御守は名前と年齢  
の書付を提出しており、個人別の御守、そして一生疱瘡除とあるよう  
に効力に差があつたと思われる。そして七日昼岩坪氏が出発、上田家  
で製作したと思われる御神酒瓶一対を、神嶋宮へ寄進した。

七ヶ月後の九月五日、岩坪氏は再度諏訪へ来訪、六日諏訪の願成就  
のため、神嶋宮の幣帛を諏訪宮へ入れた。その後、上田家を訪問し昼食、  
神嶋宮御祈祷札一枚を渡し、岩坪氏の娘千壽女から宜珍の娘さほへ三  
種の贈り物と書状が渡された。翌日さほが返礼を渡し岩坪氏は五島へ  
帰つていつた。この疱瘡御守はその後も登場する。文化六年一〇月  
一六日志岐村のおゑん（宜珍姫、平井恭助妻）が疱瘡除けのため枕島  
へ避難する際に、神嶋宮守を送っている。

この後も神嶋宮への信仰は、諏訪へ神嶋宮を勧請し幕末まで続く。<sup>(30)</sup> 文  
化一三年間八月一六日には、神嶋宮の神社建立について協議している。

一神島宮祭相怠居候ニ付、宮相建候而祭致度之旨、昨日諏訪彦右衛

門正介用吉惣七外ニ老人メ五人年寄中一同罷出候而申談候ニ付、  
祭之義ハ諏訪社九月十九日ニ候而、翌廿日願成就として追中相集  
候事ニ付、其日祭致候而可然、宮建之義ハ容易ニ難成、新規願ハ  
決而相叶不申、内分ニテハ恐入候事ニ付、やはり已前之通諏訪社

御同殿ニ而、祭斗リ内分致候様尚又社人左馬輔殿へ可申談旨申聞  
ル

神嶋宮の祭が怠つてゐるので社を建て、祭礼は諏訪社が九月一九日

なので二〇日に行いたいと諏訪から相談があつた。祭日は問題ないが、社の新規建立は難しいので諏訪社に合祀するべきだと申付けたとする。

そして同年九月二〇日、「一神島宮御祭、諏訪中、八九年已前々氏子ニ相成居候ニ付当年より始」とある。<sup>(31)</sup> 文化一三年の八、九年前というと文化五年の疱瘡流行期に該当し、先にみた神嶋宮の祈祷後に氏子になつたと思われる。翌文化一四年四月二十五日、「諏訪社側に神嶋宮御遷宮執行相濟」と諏訪社側へ神嶋宮が遷宮され、九月二〇日、「神嶋宮御祭始、諏訪中願ニ付」、文化一五年九月二〇日、「神島宮御祭、例年之通相濟」と記される。<sup>(32)</sup> 慶応四年（一八六八）「風土行事書上帳」にも同じく九月二〇日に「神嶋宮祭礼右同断」とあり、幕末まで諏訪において神嶋宮の祭礼が行われていた記録が残る。<sup>(33)</sup>

先にみた上田宜珍が答えた「肥後国天草郡答書」には、「一疫病之事、格別大流行の時は、神主を頼み、疫神送をする也」とある。<sup>(34)</sup> 疫病対策に医師の記述が記されていないが、神嶋宮の病送りなど宗教による対策の精神的な効果が大きいために、「肥後国天草郡答書」にも神主の疫神送が記されたのではなかろうか。

書付御届申上御事によると、次のように疱瘡再発の経緯が記されている。

又々諏訪之通與作母三拾四年已前疱瘡相煩候ト申、此度疱瘡出来候家之番ニ暫ク参居、與作方江引取候上煩付出物仕候得共、元來疱瘡仕候もの之事故、何之氣付も無御座、近辺之者共出入等仕罷在候處、與作并女房伴も無程打臥、段々出物仕候段申出候ニ付、村方々見せニ遣候處、何れも疱瘡ニ而当月十七日山小屋江差遣候處、同廿日同人隣家式軒三男二人女二人相煩、同廿一日同断壱軒ニ男壱人相煩、都合九人其時々山小屋へ差遣申候

諏訪興作の母は三四年以前に疱瘡に罹つたので、再び罹患することはないと考え疱瘡患者の家番に行つていた。しかし帰宅後に煩い出物が発生し疱瘡に罹つたことが判明した。そのため一七日家族、隣家のものを山小屋へ送った。医師宮田が帰つた直後に疱瘡が再発したのである。既疱瘡者は疱瘡にかかるないという宜珍や村民の医療知識を超えた事例であった。この再発によつて患者数は、五月一九日宜珍から富岡役所への報告によると、二月一七日～三月七日山小屋へは家数六軒、病人一五人（男八人、女七人）が存在し、内一二人（男六人、女六人）が死去した。同じ報告のなかで、この再発について「然処同月十七日より又々病人出来、山小屋江差遣、看病人斗付添養生仕候得者、書面之通拾五人之内拾二人死失二相成、漸三人助命仕候儀ニ而、甚悼敷事ニ奉存」とある。一五人中一二人が死去したため悼しいことであ

### 三 他国養生と山小屋の終焉

#### 三一 泡瘡再発と他国養生

ここでは、一時収束したかにみえた疱瘡が、二月一七日再発して以降の対策として他国養生をとりあげる。二月二二日の富岡役所への「以

ると感想が述べられている。

御座候間、最早相治候儀と奉存候ニ付、右之様子御届申上候

再発が収束した三月一〇日宮田宅へ村役人が揃つて訪問し、山小屋での診療に対し札を述べ、一八、二三日の二度にわたり、錢一貫五〇〇目、米三俵、樽一を謝礼として渡している。三月二十四日、一二月一四日には疱瘡が発生した際に山小屋入りした者について一〇二日経過したため帰村を許可した。疱瘡再発などもあり長期間の山小屋入りとなつたと考えられる。

この後、山小屋から帰村する者が続くが、四月四日から二五日にかけて再度一七人の疱瘡患者が散発的に発生した。ここでは宝永の規程と違い、小規模の疱瘡患者であつたが、山小屋への収容ではなく、他国へ養生に遣わしている。四月四日諏訪の久平娘の疱瘡では、「他國へ差遣度同所々願出候ニ付、村方々錢七百目加勢致候而、他國へ養生ニ遣候様村中相談相決候段、会所々申出ル」と、他国養生に村から錢の支給があつた。先にも記したように五月一三日他国養生分として、丁錢一〇四貫五〇〇文が村中から支給されている。久平娘は往来手形を持ち、同日出船した。先にみた五月一九日の報告によると、この再発は次のように記されている。

其後四月四日今尚又病人出来候ニ付、村方相談仕、山小屋へ遣候而ハ右体死失人も多有之、殊二段々跡引も仕候事故、他國へ養生ニ差遣度申之候ニ付、則其後出来候分ハ他国江差遣申候、尤未罷帰不申候ニ付、此死失人且助命之人數并除船々參候者共煩有無之儀ハ未相分不申候得共、其以後於村方ニ者老人も出来不仕無難ニ

四月四日以降の病人は村方で相談した結果、山小屋へ送ると死者が増加するため、他国養生に決定した。他国養生はいまだ帰村者がないため生死の数は不明であるとした上で、その後は疱瘡病人も発生せず流行が終息したと届けられた。他国養生は送り出した後の状況が不明となり、病送りと同様に村にとつて危険な存在を村外へ出す手段といえる。また金銭の援助を行なうが、村方の責任範囲外の措置ともいえる。しかし無責任に村外追放しただけではなく、実際に帰村した事例もある。六月二十四日他国養生へ送られた元向の元吉作が、全快し日数も八〇日経過したので帰村したいとの申出があつた。迫で協議した結果帰村を許可したと年寄中から話があつたと記している。山小屋と同じく全快し、規定の日数を経た場合には帰村が許されている。

四月一〇日ほぼ疱瘡が収束し落ち着いたなか、「諏訪疱瘡看病賃、内分免哉角申之相決不申候ニ付、相究吳候様村役人申出ル、則左之通申談相決候」とある。疱瘡の看病賃に関して村内でもめており、その解決策を決定した。それによると男の疱瘡看病賃は大江村の八〇日三五〇匁を基準として、今回一〇〇日であったので五〇匁増の四〇〇目、一日四匁とした。また初山賃錢、二番山とある山への物資輸送などを行つた回数と思われる作業に関しては、初山三〇〇目、二番二〇〇目、三番一五〇匁、四番一〇〇目と回数を重ねるたびに金額が下がつており、合計七五〇匁となる。女はいずれも少なく看病三〇〇目、山賃錢五八〇匁である。家の番人、除小屋の付添は、男一日四匁、

女三匁と看病賃と同じであつた。大量の病人が出た場合、看病も長期にわたり、看病する人々の負担も増加したため、賃錢の金額にも影響が出たものと思われる。

五月二三日「内野佐助家内、疱瘡快氣之者、今日山出シ日数七拾七日め、此者ニテ外平山老人も不残山出相済、山祓イニ養吉外ニ老人相廻ス」とあり、山小屋へ入つていた最後の一人が山から出てきた。その後、疱瘡で死去した者の供養か、山小屋が設置された場所の病氣の穢れを除くためか「山祓」を行つてゐる。まだ他国養生者の帰國があるが、これで高浜村の疱瘡流行に関する対策が終了し、山小屋は閉鎖された。

### 三一一山小屋、他国養生の終焉

その後の天草の山小屋はどのようになつていくのか、天草全体の事例から考えていいきたい。一九世紀中期に入ると、先述したとおり疱瘡関係の費用負担が問題となつた。天保五年（一八三四）一月二十四日大矢野村の儀八郎が郡内で飛疱瘡が流行し、大矢野村でも疱瘡が発生している場合、請込養生を実施すると、次のように会所詰大庄屋から取極書を各村へ廻達している。<sup>(35)</sup>

態急組繼ヲ以得御意候、然者当郡村々江飛疱瘡有之候節ハ、大矢野村儀八郎と申もの同所流行中者、請込養生仕度段旧冬ヨリ談向ニ相成居候処、当春又々相見同人申所承候得者、郡内至極勝手筋ニ可有之哉ニ付、村々共万々一疱瘡出来候節者御遣被成候様、尤

上村大庄屋方迄村々庄屋中ヨリ添書遣候ハ、右儀八郎直ニ迎入候様可仕段申出、則入用取極書別紙申進候間、組内村々江者其御元方ヨリ早々御廻達可被成候、為其急組繼早々如此ニ御座候以上

正月廿七日

会所詰大庄屋

志岐組井手組御領組本戸組

栖本組大矢野組砥岐組留

大庄屋衆中

別紙

極書

一病人老人ニ看病病人老人相添遣候ハ、先方ヨリ兩人付添此方ヨリ遣し候もの共都合四人賄料介抱人質錢薬代謝礼家質宿礼共、日數四十日之間錢壹貫六百目ニ而、先方請込尤此方ヨリ付添參候もの老人質錢者此方ヨリ相弁候様、尚又同家内ニ又々出来差遣候節ハ、初發差遣候ものハ、右壹貫六百目其跡ハ老人前壹貫目宛ニ而、此方ヨリ介抱老人相添遣、余者前書同様看病人等相添万端無差支様、先方ヨリ請込勿論万一千死去致候ものハ葬式入用寺之布施物并後年迄相分候様、石碑相建此代錢共ニ一切右請込之内ヨリ致候事

右之通ニ而全儀八郎利欲ニ相拘り取計候儀ニ無之、右ニ付而者郡内甚難済之ものも有之候趣聞込候由ニ而、同所医師中とも申合せ流行中成候共引請藥用等ハ施藥ニいたし諸雜費減方相成候様御座候ハ、外ニ而も為筋ニ可相成旨を以取計候由ニ御座候間、此段者御心得迄申進候以上

正月廿四日

郡内の疱瘡患者一人に看病人一人を付添とすれば、四〇日間一貫六百匁とする。儀八郎側から付添二人をつけ、これら四人の賄料、介抱人賃錢、薬代、謝礼、家賃、宿札、死亡の際は葬式入用、寺の布施物、石碑代などすべて込みだとしている。この儀八郎の請込養生は、負担が増加した疱瘡費用に対する対策として考案されたが、そこに近代における病院的な発想の萌芽を見ることができる。

天保一三年（一八四三）一月二五日、坂瀬川村の医師現成（玄成）へ人痘法の種痘が許可されたという村継廻状がある。<sup>(36)</sup> 現成は隣村上津深江村の大田へ種痘山を開いた。これは富岡や志岐村で疱瘡が流行しているためであり、その他の村々で種痘を希望する者があれば伝えるようになるとある。費用面については種痘山の諸雜費は一両であり、夜具類は病人の持ち出しであった。この現成は「大村医かねて右段相心得居候もの手加勢の積り、当初へ罷越」と、肥前大村藩から種痘の心得がある者が手伝つているとあり、同じように山小屋を設置していた大村藩からの影響がうかがえる。

そしてこの後、嘉永二年（一八四九）ヨーロッパから牛痘による種痘が日本に到来し、天草でも早速翌年に種痘に関する数多くの触が出ている。二月一九日には大田の種痘山はで牛痘種痘が実施され効果を上げているが、未熟者の種痘が郡内でみられるため取締りを行つてい<sup>(37)</sup>る。同じく三月二七日にも、未熟の旅医による種痘の取締り触がで<sup>(38)</sup>いる。牛痘渡来直後であるが、早速未熟者が種痘を実施して問題

が発生している。このような事態から、四月八日西国郡代の命により、長崎の八幡町医師木下逸雲が種痘巧者として天草に派遣され、種痘を実施することになった。<sup>(39)</sup> また木下は天草の医師にたいして正しい種痘法を伝授する役目を負つていた。七月には富岡の江間久左衛門と木下逸雲によつて正しい種痘を奨励し、免状不所持の者は種痘を禁止する触が出ている。<sup>(40)</sup> このように触だけをみても、天草では牛痘渡來の翌年には、種痘が急速に普及しはじめていたことがわかる。

牛痘の種痘が普及した後、天草の疱瘡対策はどのように変化していくのか。文久二年（一八六二）四月五日には、会所詰大庄屋より疱瘡煩いの者を各家で介抱すべき評決があり、村々へ通達されている。<sup>(41)</sup> これは先にみた宝永六年の山小屋設置に関する規定を、根本的に変更する決定といえる。変更の理由として、「近国へ積除ケ候ニ付諸入用ニ難渋」と他国養生の費用がかさみ難渋していること、嘉永二年に渡來した牛痘植え付け、いわゆる種痘の普及をあげていて。

文久三年（一八六三）本戸馬場村では、「疱瘡一件取極之事」とする疱瘡流行の際の介抱賃や病人山入賃錢などの取り決めを行つた。<sup>(42)</sup> ここでは、病人の介抱賃が四五日を限度に、男四五〇目、女三六〇目とし、四五日以上になれば一日一〇匁の日雇となつた。文化四年の高浜村と比較して二・五倍となつていて。山入した際の賃錢は、一日一人二〇目、その他の場合は一八匁と取り決められた。また「桜追初五郎持山之事」と書かれた項目があり、桜追の初五郎の持山に疱瘡病人の小屋を設置した際、勝手に立木を伐り荒した問題への対策も記されている。結果、小屋建設の際にには、近所の山も含めて勝手に立木を刈

り取らないこと、建設道具はその組より持ち寄ることとし、違反した場合には吟味の上、過料が申し付けられることになった。

翌年四月、同じく本戸馬場村では「取極書之事」として、疱瘡病人の取り扱い方、特にここでは文久二年の会所詰大庄屋の通達に準じて、病人の自宅養生について取り決めをしている。<sup>(43)</sup> 理由も同様であるが、「是迄他国江積出し、或者山中へ相除ヶ養生いたし来候処、左候而者病気も差重り養生等届兼、且諸入用多分相懸り百姓株相潰」と、他国養生や山小屋送りは、病気が重くなり、費用がかかり百姓家の存続も脅かされる状況であると書かれている。自家養生の方法は、病人が出て家では一五日間戸を閉め、家内のは外出を禁止、当人は三〇日間の自家養生、水くみなどは夜分人に会わない時間に行う。目印及びまじないためか、家には七五三を張切る。食費他費用がかかる場合は、各組合が支援を行い、医者や病人を見舞う際には水にて身体を清める。そして死去した際には、他に伝染しないように自分の墓所へ埋葬するようになるとある。

以上のように幕末の天草では、種痘の普及、疱瘡費用の増加、山小屋設置場所の問題などにより、疱瘡対策に大きな変化が訪れた。<sup>(44)</sup> 一八世紀初頭以来の主要な対策であった山小屋、他国養生は廃止となり、自家養生に変化していったといえる。

## おわりにかえて — 「すわ慶助崩」の記憶 —

最後におわりにかえて、この文化四～五年の疱瘡流行は、後にどの

ように記憶されたのか、流行から二年後の文化七年正月一二三日の日記に次のように記されている。<sup>(45)</sup>

一旧冬元藏家内疱瘡、峯に隠れ居候六部療治にて、血ノ花ト申久敷  
隠置候ニ付方々へも散候様相成、去ル卯冬すわ慶助崩之節も右六  
部風呂二入旁致候而大変出来候ニ付、已來村方へ為立入不申候様  
峯ノ追立候由、此已後立入せ候者有之節ハ急度相咎候段申渡ス

「すわ慶助崩」とあるのが疱瘡流行を表現した言葉である。発端となつた諏訪の慶助の名前が冠されたものであるが、キリストンの大量発覚事件である文化二年（一八〇五）の「天草崩」と同じ表現である。「浦上崩」「郡崩」など、この「崩」という言葉は、従来研究用語であると考えてきたが、これによって近世當時から使用されていたことが判明した。この二点に共通するのは、大量のキリストン発覚、大量の疱瘡流行と、村の大規模な危機を「崩」と表現したことである。これら村の危機に対して、庄屋上田宜珍をはじめとする高浜村は、様々な対策を講じ、それらを後年の為に地域情報として日記に記録し「村中安全」を維持していくといったといえる。本稿で分析した山小屋や他国養生などの疱瘡対策も、日記に記録され、後の疱瘡流行の際に活用されたと考えられる。

注

- (1) 酒井シヅ『病が語る日本史』講談社、一〇〇二年、(文庫版一〇〇八年)、二〇二～一〇四頁。以下、種痘の到来までの記述は本書による。
- (2) ハルトムート・オ・ローテルムンド『疱瘡神 江戸時代の病いをめぐる民間信仰の研究』、岩波書店、一九九五年。
- (3) 川口洋「種痘の導入にともなう天然痘による子供の死亡数の減少」「多摩のあゆみ」一〇五、一〇〇二年、四二～四九頁。同「牛痘種痘法導入期の武藏国多摩郡における疱瘡における疾病灾害」「歴史地理学」四三一～一、一〇〇一年、四七～六四頁。
- (4) 国立歴史民俗博物館研究報告第一一六集『地域蘭学の総合的研究』、一〇〇四年、所収の井上淳「幕末期在村蘭方医の医療と社会活動」、小川亜弥子「長州藩における牛痘種痘法の導入と普及」、酒井耕造「会津藩における種痘の普及と民俗」、福井敏隆「幕末期弘前藩における種痘の受容と医学館の創立」がある。
- (5) 檜垣元吉「近世天草の人口問題とその背景」「九州文化史研究所紀要」一、一九五二年、一～一八頁。
- (6) 松本教夫「高浜の疱瘡について」天草民俗研究会『西海辺記』二、一九八一年、一一七～二一八頁。
- (7) Smallpox quarantine huts in 18th and 19th century Amakusa Islands, Kyusyu, Japan. The 6th ESSHIC in Amsterdam, 2006
- (8) 上田家文書は、庄屋家の子孫にあたる上田陶石有限会社(熊本県天草市)が所蔵する。なお文書目録は天草町教育委員会編『天草町上田家文書目録』一九九六年として刊行されている。上田家文書を引用する場合には「上田家文書」文書番号を記す。
- (9) 天草町教育委員会『天草郡高浜庄村屋 上田宜珍日記』(以下『上田宜珍日記』と略す)、文化四年、五年、一九八九年、文化四年卯日記、文化五年辰日記(上田家文書、日記一、一一)。
- (10) 【日本庶民生活史料集成】第七卷飢饉・悪疫、三一書房、一九七〇年、九五～一一三頁。
- (11) 前掲『日本庶民生活史料集成』第七巻、九六頁。
- (12) 【江漢西遊日記】平凡社、東洋文庫、一九八六年、岩国八三頁、大村一〇一頁。
- (13) 本渡市教育委員会『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』(以下『触写』と略す)一、一九九五年、九〇頁。
- (14) 本渡市教育委員会『天領天草大庄屋木山家文書 万覚』(以下『万覚』と略す)一、一〇〇三年、三九〇頁。
- (15) 天草古文書会編『天草古記録集三 肥後国天草郡八代郡地方演説書』一九八一、四二～七二頁。
- (16) 上田家文書一〇〇一。
- (17) 「万覚」一、一八七頁他、天明三～五年の本戸組の流行の際も組内の村々で山小屋送りがみられる。
- (18) 文化一〇年高浜村「旅人改方帳」、上田家文書五三八四。
- (19) 前掲「高浜の疱瘡について」、三六～三八頁。
- (20) 上田家文書五〇九九。
- (21) 前掲『病が語る日本史』、一二〇三頁。
- (22) 『上田宜珍日記』文化三年正月六日、二六頁「今日拝殿建立之奉加付立候筈、吉(衛)門太助新左衛門問屋中伝次平林五郎善藏寄会伊豆殿一同申談候」とある。
- (23) 描稿「肥後国天草における人・物の移動—旅人改帳・往来請負帳の分析」国際日本文化研究センター『日本研究』二八、一二〇〇四年、二九九～三二二頁。
- (24) 文化二一年一二月火事の際の絵図、上田家文書二三八六。
- (25) 『上田宜珍日記』文化二三年三月一一日、七八頁、この時は糲と塙一五俵を送っている。
- (26) 天草古文書会『天草郡村々明細帳』下、一九九三年、三八〇～三八一頁。
- (27) 「風土行事書上帳」天草古文書会『天草郡村々明細帳』上、一九八八年、二六四頁。
- (28) 【日本庶民生活史料集成】第九巻、三一書房、一九六九年、八二三頁。
- (29) 『上田宜珍日記』文化二三年、四九頁。

- (30) 〔上田宜珍日記〕 文化一三年、二〇七頁。
- (31) 〔上田宜珍日記〕 文化一三年、二三三頁。
- (32) 〔上田宜珍日記〕 文化一五年、二五八頁。
- (33) 前掲「天草郡村々明細帳」下、三八二頁。
- (34) 前掲「日本庶民生活史料集成」第九卷、八二七頁。
- (35) 〔触写〕 四、二〇四頁。
- (36) 〔触写〕 四、四八五頁。
- (37) 〔触写〕 五、二二七頁。
- (38) 〔触写〕 五、二四四頁。
- (39) 〔触写〕 五、二四七頁。木下逸雲は南画家としても有名である。
- (40) 〔触写〕 五、二五八頁。
- (41) 〔触写〕 六、三三四頁。
- (42) 〔万覚〕 三、二八一頁。
- (43) 〔万覚〕 三、二九〇頁。
- (44) 〔上田宜珍日記〕 文化七年、二九頁。

## 追記

史料の閲覧に際して上田陶石有限会社、田中光徳氏には御高配を賜わった。ここに記して感謝申し上げたい。なお本稿は二〇〇七年二〇〇九年度、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（A））「近代移行期における地域情報とその蓄積過程に関する比較制度研究」（研究代表者村山聰）の研究成果の一部である。また歴史人「学セミナー第三六回研究会（二〇〇八年一〇月一八日、麗澤東京センターハウス）において報告した「一九世紀天草の疱瘡対策—高浜村と崎津村—」の一部をもとにしている。

（ひがし のばる 文学部歴史学科准教授）  
(二〇〇九年一〇月一日受理)